

Title	カントにおける外的対象の占有の正当化と自由について
Sub Title	Justification of the possession of an outer object and freedom in Kant's "Rechtslehre"
Author	石田, 京子(Ishida, Kyoko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2013
Jtitle	哲學 No.131 (2013. 3) ,p.129- 152
JaLC DOI	
Abstract	<p>This article examines the reason why the relation between subjects and objects is understood to have a double meaning in Immanuel Kant's deduction of private rights. To this end, I focus on Kant's argument of the theory of private rights §1–7 in Metaphysics of Morals. The theme of this particular section is the justification of an outer "mine" and "yours."</p> <p>Drawing from his own transcendental philosophy, Kant indicates in the theory of private rights that the notion of possession can be understood in two ways; physical (sensible) possession and merely rightful (intelligible) possession. What Kant denotes here is how the ideas concerning law are understood independently of empirical elements. Kant thereby criticizes empirical justifications of private rights in general and attempts to prove that only intelligible possession makes possible the distinction between an outer "mine" and "yours."</p> <p>However, it is impossible for a human being as finite and rational to grasp this intelligible relation between subjects and objects empirically, as Kant indicates repeatedly in his Rechtslehre. The notion of intelligible possession has practical meaning only when all persons submit to the universal principle of Right which binds them to re-spect others' possessions ("his" and "hers"). The legal relation between subjects and objects is converted into a reciprocal relation between persons who exclude one another's interference with outer objects when the idea of intelligible possession is applied to an empirical object.</p>
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿論文

カントにおける外的対象の 占有の正当化と自由について

石 田 京 子*

Justification of the Possession of an Outer Object and Freedom in Kant's *Rechtslehre*

Kyoko Ishida

This article examines the reason why the relation between subjects and objects is understood to have a double meaning in Immanuel Kant's deduction of private rights. To this end, I focus on Kant's argument of the theory of private rights §1-7 in *Metaphysics of Morals*. The theme of this particular section is the justification of an outer "mine" and "yours."

Drawing from his own transcendental philosophy, Kant indicates in the theory of private rights that the notion of possession can be understood in two ways; physical (sensible) possession and merely rightful (intelligible) possession. What Kant denotes here is how the ideas concerning law are understood independently of empirical elements. Kant thereby criticizes empirical justifications of private rights in general and attempts to prove that only intelligible possession makes possible the distinction between an outer "mine" and "yours."

However, it is impossible for a human being as finite and rational to grasp this intelligible relation between subjects and objects empirically, as Kant indicates repeatedly in his *Rechtslehre*. The notion of intelligible possession has practical meaning only when all persons submit to the universal principle of Right which binds them to re-

* 慶應義塾大学文学部非常勤講師

spect others' possessions ("his" and "hers"). The legal relation between subjects and objects is converted into a reciprocal relation between persons who exclude one another's interference with outer objects when the idea of intelligible possession is applied to an empirical object.

はじめに

本稿はイマヌエル・カント『人倫の形而上学』「私法論」第一編「外的なものを自分のものとしてもつ仕方について」(AA. VI. 245-257)における議論,特に選択意志の外的対象¹の占有の可能性に関する議論(「私法論」第一節から第七節まで)を検討する。

従来,当該箇所におけるカントの議論は錯綜しており,「外的な私のもの・あなたのもの」(所有権および債権,家族法),すなわち私法の根拠づけという目的を達成していないと考えられてきた。特に「私法論」第六節は,「外的対象の単に法による占有という概念の演繹」という題にもかかわらず,肝心の演繹がなされていないということが従来の研究でしばしば問題視されている²。

本稿が目的とするのは,今日においてもなお論争の続く私法の基礎づけカントの著作からの引用は,アカデミー版の巻数をローマ数字で,頁数をアラビア数字でそれぞれ文中に付して示す。

¹ カントによれば,「私の選択意志の外的諸対象になりうるのは次の三つしかない。1, 私の外にある(有体)物件, 2, ある一定の行為(praestatio 給付)をしようとする他の人の選択意志, 3, 私との関係における他の人の状態」(AA. VI. 247)。

² ルートヴィヒは議論の理解のために,「私法論」の記述の順序を大幅に入れ替えることを提案している。Bernd Ludwig, Der Platz des rechtlichen Postulats der praktischen Vernunft innerhalb der Paragraphen 1-6 der kantischen Rechtslehre, in: Reinhard Brandt (Hrsg.), *Die Rechtsphilosophie der Aufklärung*, Berlin 1982, S. 218-232. 具体的にいえば,「私法論」第六節の第4段落から第9段落までの記述を削除し,そこに第二節(「純粹理性の法的要請」)を挿入することを提案している。また,この理解に基づいて編集された「法論」のいわゆるルートヴィヒ版の是非をめぐる多くの論争が巻き起こるなど,現在においてもなお「法論」研究におけるもっとも中心的なトピックの一つであり続けている。

の論証構造に関し、一貫した解釈を提示することである。本稿が着目するのは、「私法論」の中で描出される主体と対象との結合関係、すなわち「占有 Besitz」である。カントは自らの超越論哲学に基づいて、占有を両義的に——「身体による（感性的）占有」と「単に法による（叡知的）占有」——概念化している。

「外的な私のもの・あなたのもの」の根拠づけの論証を、カントは次の一つの文に集約させている。

そのような占有〔単に法による占有〕の可能性は、つまり非経験的占有の概念の演繹（Deduktion）は、「他の人に対して、外的なもの（使用可能なもの）がまた各人のその人のもの（das Seine）となりうるようにふるまうことは、法の義務である」という実践理性の法的要請に基づいており、同時に、外的な私のものは身体によらない占有にのみ基づくという、この占有概念の解明（Exposition）に結びつけられている（AA. VI. 252）。

この引用からいくつかのことを読み取ることができる。まず、私法上の権利（すなわち、「外的な私のもの・あなたのもの」）の正当化の問題は、占有、つまり〈主体—対象〉という法的な結合関係の問題として整理しなおされ、非経験的な「叡知的占有」の可能性を示すという課題へと置き換えられている。「いかにして外的な私のもの・あなたのものは可能かという問いはいまや、いかにして単に法による（叡知的）占有は可能かという問いへと解消され、それがさらに、いかにして法のアプリオリな総合命題は可能かという第三の問いへと解消される」（AA. VI. 249）という「私法論」第六節冒頭の文はまさにそのことを示しているのである。その上で、叡知的占有の可能性は「実践理性の法的要請」という法原理に基づくというのが、カントの結論ということになる。

この結論はどのような手順で導出されているのか、そしてどのような意義をもっているのだろうか。この問いに答えるために、本稿の1ではまずW. ケアステイングの指摘に基づき、感性的占有と叡知的占有とを概念的に区別する際のカントの問題設定を明らかにする。2では、「実践理性の法的要請」が法原理としていかなる正当化がなされているのかを、「私法論」第二節の記述から確認する。3では、節の題にもかわらず「私法論」第六節で「単に法による（叡知的）占有の概念の演繹」がなされていないという先行研究の見解に抗し、同箇所の記述からどのようにこの演繹がなされているかを検討する。4では、以上のカントの議論が法的自由との関連において重要な役割を負っていることを示す。

1 「私法のアンチノミー」の構図——カントの問題設定

法論の最上の原理である「法の普遍的原理」は、「すべての人の自由と普遍的法則に従って両立しうる行為は、あるいはその格率に従えばすべての人の選択意志の自由がすべての人の自由と両立しうる行為は、すべて正しい」（AA. VI. 230）と定義される。反対にいえば、普遍的法則に照らして他の人の自由と両立しえない行為は不正であり、権利とは、そのような行為を防止する正当な権能を意味することになる。

カントによれば、すべての権利は二つに区分される。生得的権利は「法の普遍的原理」から分析的に導出されるのに対し、取得の権利はそれをもつにあたって特別な法的行為を必要とするものであり、その下位カテゴリーとして所有権と債権、物権的債権（家族法）という三つが設けられている。カントはこの二つの権利の差異を、〈内／外〉という言葉で示している。すなわち、生得的権利は「内的な私のもの・あなたのもの」と呼びかえられており、それに対して、取得の権利は「外的な私のもの・あなたのもの」と呼ばれている。ここでの「私のもの・あなたのもの」とは、それが「他人が私の同意なくそれを使用しようとするなら、私を侵害するで

あろう仕方で、私と結びついているもの」(AA. VI. 245) のことだという。そのような結びつきは、その対象の「使用一般を可能にする主観的条件」(AA. VI. 245) とされる。これが「占有」である。つまり、本来自分の「外にある」ものを使用するためには、私がこの対象となんらかのかたちで結合することが可能でなければならない。「ある物件を自分のものであると主張しようとする者は、対象を占有していなくてはならない。というのも、もし占有していなければ、他人が自らの同意なくそれを使用しても、その人は侵害されえないだろうからである」(AA. VI. 247)。この可能性を探究することが、「私法論」の第一の主題となる。

「私の外にある対象を占有する」——日常、すでに多くのものを占有している私たちにとって、この表現が何を表しているかは自明なことに思われるが、しかしながら、カントにとってはそうではなかった。カントはこの命題から帰結する事態を次のように整理している。人は外的対象を占有することができる。ただし、そのことが可能なのは、占有者がその外的対象をいま現に占有している（手にもっている）わけではないときであっても、他人がそれを使用すると占有者の権利を侵害することになる場合だけである。「私の外にあるものを占有する」という命題は、実は、「私は、外的対象をもっていないときでも、それをもっている」という、自己矛盾する命題なのである。この自己矛盾は、「法論」において以下のように整理される (AA. VI. 255)。

定立：たとえ私が占有していなくても、ある外的なものを私のものとしてもつことは可能である。

反定立：もし私が占有していないのなら、ある外的なものを私のものとしてもつことは可能ではない。

ここでの定立と反定立は互いに真であり、「二つの相矛盾しあう条件の

妥当性を同じように要求する」(AA. VI. 255). この「避けがたい弁証論」(AA. VI. 255)が生じるのは、占有の概念が二つの異なった意味をもつことによる。それは、「感性的(経験的)占有 ein sinnlicher (empirischer) Besitz」と「叡知的占有 ein intellegibler Besitz」である。カントによれば、この両概念は別の言い方で表すことができるとされ、感性的占有は「身体による占有 ein physischer Besitz」と、そして叡知的占有は「単に法による占有 ein bloß rechtlicher Besitz」と言い換えられている(AA. VI. 245)。カントは極めて単純な論理でもって、この「弁証論」を解決へと導く。曰く、「占有」という言葉は、定立において「感性的占有」を意味し、それに対して反定立では「叡知的占有」を指しているだけなのだ、と。

ケアスティングは、この弁証論を「私法のアンチノミー」と表現しており³、以下の記述ではこの呼称を採用することとする。ここで問題とされている事柄(「現にもっていないでも、もっているといえる」)が現実においては自明の事態であり、その解決も極めて単純であることを考えると、本当にアンチノミーと呼ぶほど深刻な問題なのか疑いたくなるが、ここに表れるアンチノミーはもちろん単なる言葉遊びではない。ケアスティングは「私法論」第一節から第七節を、この「私法のアンチノミー」の解決として読み解く。それによると、「私法論」に登場する「私法のアンチノミー」は、対象への権利根拠を感性的占有に置くか、叡知的占有に置くかという二つの立場の対立を表している。「法論の準備草稿」では、前者が「占有実在論 Besitzrealismus」と、後者が「占有観念論 Besitzidealismus」と呼ばれており、カントはこのうちの叡知的占有を権利根拠とみなす「占有観念論」を支持することとなる。

さらにケアスティングによれば、ここで感性的占有を「外的な私のも

³ Wolfgang Kersting, *Wohlgeordnete Freiheit*, 3. erweiterte und bearbeitete Auflage, Paderborn, 2007. 初版は1984年に出版されている。

の・あなたのもの」の根拠と見なす立場（「占有実在論」）として念頭に置かれているのは、先占や労働投下など、経験的な根拠でもって外的対象の占有の正当化をはかろうとする伝統的な法理論であり、特にロックの労働所有論である⁴。ロックは、伝統的な自然法論の枠組みにおいて生得的な私のももの（*suum*）に組み入れられてきた労働によって、所有権が正当化されることを主張した。労働によって人格と自然が混ざり合うことで個々人の排他的かつ絶対的な所有権が確立するというロックのこの「主観化モデル Subjektierungsmodell」は、グロティウスやプーフェンドルフの契約説モデルとは対立関係にある。ロックの説は、実際になされたかどうか分からない明示的ないし暗黙の合意を前提にしなくとも、所有権を正当化できるという点で、以前の契約説に優越する。一方で、対象への労働投下という観点から所有権を確立させることによって、契約による所有権の基礎づけが保持していた社会性の観点が消失したということは否めない。もし権利が労働や対象の加工を通じた個人的な営みによって正当化されるのであれば、権利は他人に対する障害でしかないのである。カントが自身の「私法論」においてまず果たそうとしたのは、ここに挙げた占有実在論のような経験主義的な議論を退けること、しかもこれまでの契約説的モデルに立ち返ることなく、自分自身の哲学的手法を用いてそれを遂行し、それをもって権利の社会性・共同性を取り戻すこととすることができる。ケアスティングによるこの解釈をカント自身の問題設定として理解した上で、では実際に「私法論」の中でいかにしてこの目的が果たされているのかが示されなければならない。以下ではそれを確認することとする。

2 「実践理性のアプリオリな前提」としての「法的要請」 ——「私法論」第二節について

先に見たように、「外的な私のももの・あなたのもの」の可能性は、「実践

⁴ Kersting, S. 213-228.

カントにおける外的対象の占有の正当化と自由について

理性の法的要請」という原理に基づくとされる。カントはこの原理を「私法論」第二節で導入し、その主張——外的対象が法の上で使用（保持）可能である——を、背理法によって証明しようとする。

「法的要請」は次のように定式化されている。

私の選択意志のすべての外的対象を私のものとしてもつことは可能である。すなわち、もしある格率が法則になった時、それに従うと選択意志の対象をそれ自体（客観的に）無主物（res nullius）としてしまうのであれば、そのような格率は法に反している（AA. VI. 246）。

これは、主体と選択意志の対象とのなんらかの結合が法の観点から許されるということの意味している。この命題について、カントは以下のように述べている。

というのも私の選択意志の対象とは、それを使用することを私が身体的に私の力のうちにもつものであるからである。にもかかわらず、もし私の対象の使用が法によつては私の力のうちにまったくない、すなわち、すべての人の自由とある普遍的法則に従って両立しえないということになるのであれば、自由は自ら選択意志の対象に関して、その選択意志の使用を自分から奪うことになる。それは以下のことによつて生じる。すなわち、選択意志が物件の使用において形式的にはすべての人の自由と普遍的法則に従って調和するにもかかわらず、自由が使用可能な対象を使用可能性の外に置くことにより、つまり実践的観点において使用可能な対象を無にせしめ、無主物（res nullius）にすることによつてである（AA. VI. 246）。

続けて選択意志の対象を破棄することの不可能性に言及される。

——ところで純粹実践理性は選択意志の使用の形式的法則を根拠とし、したがって、選択意志の実質を、つまり、客体が選択意志の対象でありさえすれば、その客体の残りの性質を捨象するので、実践理性はこのような対象の観点から対象の使用の絶対的禁止を含むことができな^い。なぜなら、それは外的自由の自己矛盾であろうからである (AA. VI. 246)。

この二つの引用は、以下のようにまとめられる。私の選択意志の対象とは、「それを使用することを私が身体的に私の力のうちにもつもの」、つまり、身体を使って使うことができるものである。それにもかかわらず、「法によつては私の力のうちにまったくない」(＝対象を使用する権能をもたない)ということになれば、自由は選択意志の対象という観点において、選択意志の行使を放棄することになってしまう、すなわち、「外的自由の自己矛盾ということになる」。

それゆえ、背理法に基づいて、あるものを選択意志の対象と見なしてそれを使用することは許されることとなる。カントは、「私の選択意志の対象を客観的に可能な私のものかあなたのものであるとみなし、そう振舞う」ことが「実践理性のアプリオリな前提」(AA.VI. 246)であるとの結論を導き出すのである。

この背理法的証明はしばしば、次のように解されている⁵。たとえば、人間の行為は目的をかならず伴うのだが、目的追求のためには外的対象を使用するという契機が欠けてはならず(このことは定言命法の第二法式から

⁵ あるいは、カントのこの証明は成立していないという指摘が、カント研究の内部ですら存在している。Franco Zotta, *Legitimität und Recht*, Freiburg/München, 2000, S. 51-58. Elisabeth Ellis, *Kant's Politics*, Yale University Press, 2005.

説明されると言われる), それゆえに自由は外的対象の使用可能性を認めることになる, というものである⁶. あるいは, 実践理性の原理は行為を規定するための原理であり, 対象の使用を禁止することは一切の行為を禁止することと同義なので, 対象の使用を全面的に禁止する原理は実践理性の原理ではありえない, と論じられることもある⁷. また, ケアスティングは, 生得的権利と取得の権利の不可分性を指摘し, 外的対象の使用可能性を全面的に否定することは生得的権利すら廃してしまうことにつながるという「法論の準備草稿」でのカントの議論を好意的に紹介している⁸.

こういった解釈のバリエーションにおいて最大公約数的に見られるのは, カントがあらゆる人間にそなわる経験的な (とはいえ不可避免的な) 条件や制約のために「法的要請」という原理を必要としたという考え方である. たしかに, 人間が何らかの行為をなす, あるいは何らかの目的を実現するために外的対象を必要とするというのはもちろん正しい指摘であろう.

だが, 「私法論」第一編におけるカントの論証は, 人間の行為の外界依存性を私法の正当化根拠にしようとしているわけではない⁹.

⁶ Paul Guyer, 'Kant's Deduction of the Principles of Right', in: Mark Timmons (edit.), *Kant's Metaphysics of Morals*, Oxford University Press, 2002, pp. 23-64.

⁷ Kenneth R. Westphal, 'A Kantian Justification of Possession', in: Mark Timmons (edit.), *Kant's Metaphysics of Morals*, Oxford University Press, 2002, pp. 89-109.

⁸ Kersting, S. 187. この見解を批判的に論じたものとしては, 以下を参照のこと. Rainer Friedrich, *Eigentum und Staatsbegründung*, Berlin, 2004, S. 109f., Anm. 395.

⁹ 従来の解釈に関して, 簡単にコメントする. 「義務遂行のためには外的対象が必要である」と, 「義務遂行のためには外的対象の占有 (=対象に対する権利) が必要である」というのは, まったく別の主張である. 前者が正しいからといって, 後者が正当化されるわけではない. また, カントが義務のために物件の所有を正当化したという議論は, 自己完成を所有の正当化根拠とみなすプーフェンドルフやヴォルフ等の自然法論者たちやルソーとカントとの区別を失わせてしまう. 最後の指摘については, 筏津安恕『私法理論のパラダイム転換と契約理論の再編』, 昭和堂, 2001年を参照.

この背理法的証明の課題は、いわゆる〈概念における矛盾〉を示すことにある。対象の使用を一律に禁止する法命題は、それが普遍的に妥当するなら、「使用可能な対象」を「使用不可能な対象」にし、それゆえ「選択意志の対象」の存在を否定することになる。ここで、選択意志の対象は、「それを任意に使用する身体的能力を私が持つもの」であり、「その使用が私の力 (potentia) のうちにあるもの」とされている (AA. VI. 246)。そのような説明は、〈選択意志の実質の捨象〉という手続きによって導き出されている。すなわち、「あるものを私の選択意志の対象として考えるだけなら、私がおの対象を自分の力のうちに持つことが意識されれば十分である」なのであって、この手続きによって、対象の経験的な規定はすべて度外視される。ここでの「選択意志の対象」とは、『純粹理性批判』における「対象一般」になぞらえ「選択意志の対象一般」と呼ばれてしかるべきものなのである。

では、「使用可能な対象」を「使用不可能な対象」にするということに、どのような問題があるのか。カントの議論を再度確認してみよう。対象の使用を一律に禁止する法原理は、この「使用可能な対象」を「使用不可能」にする命題であるがゆえに矛盾しており、原理として妥当するものではない。なぜなら、もし原理として妥当することとなれば、「選択意志が物件の使用において形式的にはすべての人の自由と普遍的法則に従って調和するにもかかわらず」、つまり、「法の普遍的原理」への違反がないにもかかわらず、対象を占有するという行為が禁止されるからである。

外的対象の占有に関するこの背理法的論証のポイントはここにある。この説明が含意しているのは、形式の上で普遍的法則に従う他の人すべての自由との調和がはかられているのであれば、ある対象を使用することは許されるということである。それ以外の理由で、対象の使用が正当化されたり禁止されたりすることはない。まして、「法の普遍的原理」によって許容されることが、別の法原理によって禁止されることはない。この証明に

よって示されるのは、〈私の行為（あるいは行為の格率）が普遍的原理に従ってすべての人の外的自由と両立すること〉が、外的対象を自分のものにするための十分条件であるということである¹⁰。

それゆえ、「法的要請」が法的原理として妥当する根拠（それゆえ外的対象の占有根拠でもある）は、人間のなんらかの経験的性質にあるのではない。カント自身の主張からすれば、対象を自らのものにするができるのは、そういった対象抜きには感性的な条件に依存する人間の（義務の履行も含めた）行為の可能性や生存可能性、あるいはそもそもの生得的権利が失われてしまうからではなく、ひとえに人間が「法の普遍的原理」に従うるからなのである。むしろここでの背理法的証明においては、対象の使用や占有が、捨象という手続きを介しながら非経験的な概念に従って思考されうることが示されている。そのことによって、外的対象は身体によって占有するだけでなく、法を介して占有することの可能性が開示される。この点で法的要請は、対象の使用に関する「実践理性のアプリオリな前提」なのである。

¹⁰ フリクシューは、外的対象についての権利が「法の普遍的原理」から導出可能であるとみなすガイヤーの議論を批判している（Katrin Flikschuh, 'Kant's Indemonstrable Postulate of Right: A Response to Paul Guyer', in: *Kantian Review*, Volume 12, Number 1, March 2007, University of Wales Press, pp. 1-39）。「実践理性の法的要請」によって可能となるような外的対象一般への権利は「法の普遍的原理」から分析的に導出されるのか、という彼女の設問は、二つの原理の関係解明にはふさわしくない。「外的なものが私のものになる」ことの正当性がすでに「法の普遍的原理」の無条件的な正しさを前提にしているという意味では、前者は後者に依存しているといえる。ただし、だからといって、この要請が法の普遍的原理に還元されるというわけではない。「法的要請」は「法の普遍的原理」が外的対象という観点において効力をもつための前提であり、それ抜きには決して「法の普遍的原理」による義務づけが成立しないような必然的条件なのである。なお、彼女のように「法的要請」の意義を不法なものの例外を許すものに限定する読解が生じるのは、本稿において検討されたカントの論証意図が未だ十分に解明されていないことが一因かと思われる。「法論」における許容法則の概念については以下の拙稿を参照のこと。石田京子「カント法哲学における許容法則の位置づけ」、日本カント協会編『日本カント研究 8』、2007年、161-176頁。

3 いかにして外的対象の占有は可能か——「私法論」第六節について

「実践理性の法的要請」の導入により、もともとは自分のものではない外的対象を使用する権能が正当化される。ここで注意しなくてはならないのは、この「法的要請」の導入だけで、カントが「私法論」の考察において目指すもの、すなわち「外的な私のもの・あなたのもの」の正当化が果たされたわけではないということである。「法的要請」は、主体と対象との法的結合を正当化する。しかし、カントの議論の中では、「法的要請」という法原理を導入することによって外的対象を私のものにする可能性が導出されたからといって、すぐに外的な私のもの・あなたのものの可能性が正当化されているわけではない。両者の差は言葉の上では微細なものであり、見過ごされがちだが、カントが「私法論」第六節で論じているのは、まさにこの差である。

「私法論」第六節¹¹では、観知的占有が可能であること、そのことを通じて同時に「外的な私のもの・あなたのもの」が可能になることが論じられている。この箇所は、観知的占有の概念の演繹がなされる部分であるが、これがどのような論証であるかは、本稿のはじめに触れたように、先

¹¹ 先に触れたように、「私法論」第六節では「外的対象の単に法による占有という概念の演繹」という題にもかかわらず、肝心の演繹がなされていないという問題意識に基づいて、ルートヴィヒは「私法論」の当該個所の記述の組み換えを行っている。具体的にいえば、「私法論」第六節第4段落から第9段落までの記述を削除し、そこに第二節を挿入することを、彼は提案している。だが、本稿3で見ると、〈内／外〉をめぐる背理法的証明こそ、その演繹部分なのである。この組み換えが〈外的対象を私のものとしてもつことが可能であること〉の証明部分と、〈単に法による占有が可能であること〉の証明部分とを同一視するという誤解に基づいていることは、ルートヴィヒに対するトゥシュリングの以下の批判が明らかにしている。Burkhard Tuschling, Das “rechtliche Postulat der praktischen Vernunft”: seine Stellung und Bedeutung in Kants “Rechtslehre”, in: Hariolf Oberer und Gerhard Seel (Hrsg.), *Kant. Analysen-Probleme-Kritik*, Würzburg 1988, S. 273-292, bes. 275-278.

行研究では十分理解されていなかった。本節では「私法論」第六節の論証の流れを確認する。

まず論証の前提として、「すべての占有は感性的占有か叡知的占有かのいずれかである」ことを確認しておく。その上でカントは次のように述べる。

経験的占有に関するアприオリな法的命題は分析的である。というのも、この命題は矛盾律に従って経験的占有から帰結すること以上のことを何も言わないからである。つまり、もし私がある物件の〔感性的〕所持者であれば（したがって物件に身体によって結びついているのなら）、私の同意なしにこの物件に働きかける（たとえば、私が手にしているリンゴを奪う）人は、内的な私のもの（私の自由）に働きかけてこれを狭め、それゆえこの人の格率は法の公理に完全に矛盾することになる。したがって、適法的な経験的占有の命題は、ある人格の自分自身に関する権利を超え出ることはない（AA. VI. 250）。

この引用でのカントの主張を簡単にまとめると、次のようなものになる。感性的占有が「私のもの・あなたのもの」を可能にする占有であると想定することとしよう。その場合、主体と外的対象との身体による結合が、権利の正当化条件となっている。たとえばリンゴを手にするといったことが権利根拠となる。主体がある物件と身体でもって結合している場合に、彼の同意なしにその物件に作用を及ぼす他の人は、確かに法に反することになる。しかし、その侵害は、物件の所持者の「内的な私のもの」に対するものである。カントによれば、感性的占有がある物件への権利の根拠となるということは、その物件が「内的な私のもの・あなたのもの」のうちに組み込まれるということなのである。ここにおいて、主体と外的対象との区別は消失し、主体自身による主体自身の占有のみが問題となるに

至る。しかしそうだとすると、それは私と「私の外のもの」との関係ではない。感性的占有によっては、外的であるかぎりでの対象の占有は不可能なのである。

ところで、〈内／外〉をめぐるここでの議論は非常に奇異なものに思われるに違いない。カントの挙げた例をかりれば、目の前にあるリングは、言うまでもなく私ではないが、かりに私がそのリングを手にしたとしても、カント自身が論じているようにその区別が消失するとは、誰も思わないだろう。カントによるこの独特の議論は、彼が「私法論」第一節の中で示した次のような説明に基づいている。それによると、「私法論」で問題とされる〈内／外〉は〈私の内か外か〉という違いを意味する。これについてカントは、言葉自体のもつ空間的イメージを切り離したうえで理解されなければならないとして、次のように述べている。

「ある対象が私の外にある」という表現が意味しうるのは、ただ次の二つのいずれかに限られる。すなわち、その対象が私から（主体から）区別される対象であるか、あるいはまた、空間もしくは時間において別の場所（positus）にある対象であるか、のいずれかである（AA. VI. 245）。

対象が私の外にあるということは、「私から区別される」か、時間空間における位置の相違かのどちらかを意味する。カントは別の箇所でも次のように述べている。

外的な私のもの・あなたのものという法的概念は、それが実体であるかぎりでは、私の外という言葉について、私がいるのと別の場所を意味することはできない。なぜなら、この法的概念は理性概念だからである。この法的概念の下には純粹悟性概念しか包摂されえないのだから

ら、私から区別されるものを意味するにすぎない (AA. VI. 268).

経験的占有の場合に問題とされている外的対象の概念は、「空間もしくは時間において別の場所にある」という方である。そしてそれに従えば、外的対象を占有するということは、別の位置にある対象を自分と同じ位置に移動させることである。その際、その外的対象は〈私とは別の位置にある〉という性格を失うことになるので、いわば私の内なるもの、つまり私の一部になることになる。というのも、経験的に占有される「私の外にない」対象は矛盾律に従って〈私の内にある（私の一部である）〉対象であると推論することが可能だからである。

ここでカントが論じているのは、「私法論」第二節での「法的要請」の導入によって可能になった〈外的対象を私のものにする〉の中には、それを「内的な私のもの」としてもつか、あるいは「外的な私のもの」としてもつかという二つの可能性が含まれているということである。感性的占有は、外的対象を「内的な私のもの」としてもつことを可能にするが、「外的な私のもの」としてもつことが可能かどうかについては、何も示すことができないのである¹²。

感性的占有は「外的な私のもの・あなたのもの」を可能にするものではないという主張自体は、カントの道徳哲学上の立場からすれば当然のこと

¹² 感性的占有と叡知的占有の違いは、外的対象を経験的能力により「私の力 Macht のうちにもつ」ことと、法的権能により「私の支配力 Gewalt のうちにもつ」ことの違いとしても言い表されている (AA. VI. 252)。「私の力のうちにもつ」ことは、その対象を端的に私自身にしてしまうということである。「力」によって対象の独立性が失われるというこの思想は、対象に力を加えることによって自らを拡張し、それに対する支配権を主張するという労働所有論的な思考からの影響があったことが推測されるが、実はカントの政治思想における一つの説明原理となっている。例えば、いわゆる「受動市民」に投票権が認められない (AA. VI. 314-5) のも、同じ原理に基づいている。カントによれば、経済的依存は主人の意志への依存・強制をもたらす。その結果、受動市民は一人の主体であることをやめ、主人の一部となる。

のように思われるだろう。だがここで指摘しておきたいのは、その証明根拠である。すなわち、それが退けられるのは、法論の最上の原理である「法の普遍的原理」への違反という理由によってではない、という点である。周知のとおり、カントの道徳哲学は、道徳の最高原則である定言命法に依拠して、実質的倫理学一般を退けている。ところが、「私法論」のうち、本稿で扱ってきた箇所の議論は、まったく別の手順を踏んで、権利根拠を感性的なものうちに見出そうとする立場を退けている。「実践理性の法的要請」を導入することによって、主体と外的対象とのあいだに何らかの法的な結合が可能となった。しかし「私法論」第六節では、経験的な結合をそのまま「私のもの・あなたのもの」を可能にする結合とみなしても、「法の普遍的原理」に反するものとはいえないということが問題とされるのである。感性的占有を「私のもの・あなたのもの」の根拠とみなす立場においても、持ち主の同意なく占有対象を奪うことは「内的な私のもの・あなたのもの」を侵害する点で不法な行為ではある。そして、現に私が身体によって所持しているものを私のものとして、他の人が同様に占有しているものをその人のものとして認め、各人のものを侵害しあわないというのであれば、それは「内的な私のもの」を互いに侵害しないということなのだから、「法の普遍的原理」に反しないことになる¹³。感性的占有は「外的な私のもの・あなたのもの」を可能にするものではないという主張は、直接的には、「法の普遍的原理」以外のものを通じて証明されている

¹³ 「私法論」第五節（AA. VI. 248-9）で、「外的な私のもの・あなたのものの概念」に対し、その概念から分析的に導出され、他のものから区別するには十分である「名目的説明 die Namenerklärung」と、その対象の可能性を認識させる「実質的説明 die Sacherklärung」とが示されている。名目的説明によれば、外的な私のものとは、「その任意の使用を妨げることが私の自由の妨害になる（すべての人の自由と普遍的法則に従って両立しうる私の自由の毀損）、私の外にあるもの」であり、実質的説明によれば、「私がそれを占有していない（対象の所持者ではない）にもかかわらず、それを私が使用することを妨げることが私を侵害することになるもの」である。外的対象の占有を「内的な私のもの」のなかに含める考えは、少なくとも名目的説明には矛盾しない。

のである。

感性的占有は「外的な私のもの・あなたのもの」を根拠づけるものではない。なぜなら、身体によって占有される対象は、私から区別されないという点で「私の外にない」からである。しかし、そもそも「実践理性の法的要請」が「選択意志のどのような外的対象も、私のものもとして持つことは可能である」ことを示す普遍的な法原理である以上、感性的占有以外の仕方でも外的対象をもつことが可能でなくてはならない。すなわち、私が対象を身体的に占有しているかどうかにかかわらず、それを占有することが可能でなければならない。それゆえに、「単に法による（観知的）占有」は可能でなくてはならないのである¹⁴。以上の論証をもって、観知的占有の概念は正当化される。ここでも観知的占有の可能性を導き出すために背理法が使用されているのを見てとることができる。「外的な私のもの・あなたのもの」の演繹は、二つの背理法的証明——「法的要請」の正当化（「私法論」第二節）と観知的占有の概念の演繹（「私法論」第六節）——に基づいているのである。

改めて、本稿の「はじめに」で引用したカント自身の結論を見てみよう。

そのような占有〔単に法による占有〕の可能性は、つまり非経験的占有の概念の演繹（Deduktion）は、「他の人に対して、外的なもの（使用可能なもの）がまた各人のその人のもの（das Seine）となりうるようにふるまうことは、法の義務である」という実践理性の法的要請に基づいており、同時に、外的な私のものは身体によらない占有にのみ基づくという、この占有概念の解明（Exposition）に結びつけられている（AA. VI. 252）。

¹⁴ 「もし外的な私のものないしあなたのものが存在するのであれば、〔……〕観知的占有（possessio noumenon）は可能であると前提されなければならない」（AA. VI. 249）。

ここでの「非経験的占有の概念の解明」というのが、本節で確認してきた事柄、すなわち、〈内的ではなく外的な私のもは身体によらない叡知的占有にのみ基づく〉ということである。そのような解明を前提とした場合にのみ、単に法による（叡知的）占有の可能性は、外的対象の占有を正当化する「法的要請」から帰結する。以上がカントによる「外的な私のもの・あなたのもの」の根拠づけである。

4 主客関係から人格間の関係への転回——「私法論」第七節について

私法の根拠を検討するに際し、〈外的対象〉および〈主体と対象との関係〉のあり方を問うというカントの構想は、いかなる意義を有しているであろうか。感性的占有を外的対象の占有可能性の根拠と見なす立場（「占有実在論」）としてカントの念頭に置かれていたのは、ケアスティングの議論に照らすならば、先占や労働投下など、経験的な根拠でもって外的対象の占有の正当化をはかろうとする法理論である。本稿3で確認したように、叡知的占有の概念の演繹という課題に対しては、感性的占有に基づいて外的対象を私のものにするのが不可能であることを証明するという背理法的な論証方法が採用されていた。よって、カントはこの論証を通じて、占有実在論的な議論を批判しようとしていたことになる。

「私から区別される」という、外的対象の性質に関するカントの説明は、極めて形式的である。しかし、これは空虚な説明ではない。なぜなら、この説明によって、占有実在論の不当性が明らかになるからである。主体と対象との時間空間上の一体化を図ることで「外的な私のもの・あなたのもの」を正当化しようとする立場が問題なのは、「私から区別される」という対象の性格規定に抵触するからであり、権利という正当性の問題にもかかわらず、先占や労働投下など様々な形態をとりつつ最終的に「位置」関係に還元されうるような、主体と対象との関係しか考慮しないからであ

る。

「私法論」において、カントの議論が主体と対象との関係に焦点をあてていたのは、ここに理由がある。つまり、主体と対象とのあいだに成立しうる結合関係（占有）の二重性が従来の法思想の多くにおいて適切に理解されていなかったからこそ、つまり、私が身体によって対象を占有するという〈事実〉のレベルと、権利の正当化という〈当為〉のレベルが占有實在論的な前提において混同されるからこそ、カントの問題設定が際立つことになる。カントに従えば、二種類の占有の区別が自覚されなければ、私法上の諸々の権利の正当化など、不可能なのである。

ではなぜカントはそのような種類の理論を論駁しなければならなかったのか。その答えを、叡知的占有の概念を経験的对象に適用するという問題を扱った「私法論」第七節（AA. VI. 252-255）に見出すことができる。

単に法による占有、すなわち叡知的占有という概念は、経験的な要素を度外視することによって把握される以上、経験世界のうちに対応する直観を見出すことはできない。それにもかかわらず、この概念は経験世界において実践的な実在性をもつとカントは言う。

カントによれば、「この外的対象は私のものである」という宣言のうちには「普遍的に妥当する立法」が含まれている。なぜなら、ある人の宣言によって、「それがなければ課されることのなかった、その対象の使用を控えるという拘束性が、他の人すべてに課される」からである（AA. VI. 253）。ある外的対象が私のものであるということは、それを私は任意に使用して構わないということである。しかしカントは、そう宣言することが主体と客体との直接的な関係ではなく、他の人格との関係を規定すると考えた。対象を任意に使用する権能をもつということは、私がそれを使用することを誰にも邪魔させない、つまり、他の人すべてをその使用から排除する権能をもつということと同義だということである。

ただし、「この外的対象は私のものである」というある人の宣言がその

ような拘束性を他の人すべてに与えることに關し、カントは次のように述べている。

私の選択意志のこの対象の現象における占有（所持）を度外視して、実践理性が経験的概念ではなく悟性概念に従って、つまり、占有の条件をアプリアリに含むことができる概念に従って占有を考えようとするまさにこのことのうちに、このような占有（*possessio noumenon* 可想的占有）の概念が普遍的に妥当する立法としての妥当性をもつ根拠がある（AA. VI. 253）。

外的対象を自分のものであると宣言し、だれであれ他の人にそれを尊重させるといっただけであれば、カントが暗黙の裡に批判の対象とした法理論にとっても可能であるだろう。しかしその場合の権利関係は、他人と関係なく主体と対象との関係を一方的に規定し、それを他人に押し付けることで成立する。そのような場合、他人は私の意志に従属せざるをえず、私もまたある対象を自分のものにしようとする他人の一方的な意志に従属することになる。たとえ、そこで相手のものを侵害しないという合意が見られたとしても、それは偶然的なものでしかない。労働所有論などの占有実在論的な法理論の下では、「この外的対象は私のものである」という宣言は、他人を必然的に拘束する普遍妥当な立法ではありえず、またそれゆえに、いかなる人格も自由ではありえないのである。

外的対象および占有の概念から経験的要素を捨象することを通じて、〈他人からの／への一方的強制〉というこの契機が克服されることになる。

ところで、実践理性がその法的法則をつうじて欲するのは、私が諸対象への対象において、感性的条件に従ってではなく、そういった条件を捨象して私のもの・あなたのものを考えることである。なぜなら、

問題なのは選択意志を自由の諸法則に従って規定することだからである。そしてまた実践理性は、悟性概念だけが法の諸概念の下に包摂されうるといふかたちで、対象の占有を考えることを欲する。したがって、私は実際にはまったく別の場所にいるにもかかわらずある耕地を占有している、とすることになる。というのも、ここでは、私が自分の支配力のうちにもつかりでの対象との知性的関係のみが問題とされるからであり、そして、対象の任意の使用へと自らを規定する私の意志が外的自由の法則 (das Gesetz der äußeren Freiheit) に矛盾しないがゆえにその対象が私のものとなるからである (AA. VI. 253, 下線部は引用者による強調)。

この引用にある「外的自由の法則」とは、「すべての人の自由と普遍的法則に従って両立しうのような、あるいはその格率に従えばすべての人の選択意志の自由がすべての人の自由と両立することができるような行為は、すべて正しい」(AA. VI. 230)と定式化される「法の普遍的原理」のことを指している。カントの場合、経験世界における私法上の権利のあり方を考える際に重要なのは、主体と対象がどのような経験的關係にあるのかではなく、「自由の諸法則」に従って選択意志を規定すること、主体の意志と「外的自由の法則」との無矛盾といったことである。つまり、普遍的法則に従うすべての人の自由との両立という、人格間の関係だけが問題なのである。

カントにおいて、外的対象に関する権利の正当性を確保するために必要なのは、すべての人格間の関係を適法的なものにすることだけである。つまり、普遍的法則に適うかたちでのすべての人の自由の両立を命じる「法の普遍的原理」に基づいて人格間の関係を規定し、それ以外のあらゆる規定を排することだけである。言い換えると、ある外的対象を私のものにするためには、いずれかの対象を自分のものとするという他の人の宣言を尊

重し、その人の同意なくそれを使用することを控えるという義務を自らのものとして承認するという、人格間の関係の規定が、対象とのあらゆる経験的關係と無關係になされなければならない。経験の対象への適用の場面で観知的占有の概念が実践的な実在性をもつということは、所有権や債権、婚姻権や親権といった私法上の諸権利が外的対象に関しての権利であるにもかかわらず、その焦点が〈主客関係〉から〈人格間の関係〉へと、完全に移行することを表している。

経験的要素が捨象された占有概念の演繹により、経験主義的な法理論に必然的に伴われる〈他人への従属〉という契機が完全に克服される。ここにカントが占有を両義的に概念化した最終的な理由をみることができる。

まとめ

「私は外的対象をもつことができる」——私法におけるこの基本的な命題が両義的に理解されることを、カントは「私法論」の中で自らの超越論哲学に依拠するかたちで示した。それが「身体による（感性的）占有」と「単に法による（観知的）占有」である。この区別を通じてカントは私法の経験的基礎づけを退け、観知的占有だけが「外的なわたしのもの・あなたのもの」を可能にする占有であることを証明した。その根拠となったのが「実践理性の法的要請」という法原理であり、また、占有対象が「私の内／外にある」ことの区別であった。

この演繹の意義は、観知的占有の概念を経験的对象に適用する際のカント自身の議論のうちに見出すことができる。もとより有限な理性的存在者である人間には、対象とのこの観知的な結合を経験的に把握することは不可能である。それでありながら、この概念は実践的な実在性をもつとされる。それは以下の事情による。先占や労働を権利（特に所有権）の根拠と見なす占有実在論的な思想において、権利の主張はつねに一方的なものであった。そこでの諸人格の関係はつねに服従でしかなく、その自由は互い

に侵害されることとなる。カントにとって法は普遍的法則に従うすべての人の自由の両立ないし調和を目指すものであり、占有實在論的な前提を受け入れることができない。主体と対象との純粹に法的な関係すなわち叡知的占有を想定することは、他人の自由の侵害という問題を解決するためには不可避のことであった。叡知的占有という概念を経験的对象に適用するという場面において、議論の主題は、主体と対象との関係から、その対象に対する他の人からの干渉を正当に排除するという人格間の関係へと転換される。叡知的占有を前提とする場合のみ、私法はただ人格どうしの相互拘束的な関係として理解される。そしてそのような関係が成立している場合にのみ、人は互いに自由であり続けることができるのである。カントが超越論哲学に基づいて占有の問題を考えたのは、まさにこのような法的自由を確立するためであった。